

2019年9月10日

令和元年台風第15号による被災者の皆さまに対する

「災害復旧支援ローン」の取扱いについて

令和元年台風第15号により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

株式会社 千葉興業銀行（頭取 梅田 仁司）は、2019年9月10日（火）より、被害を受けられた被災者の皆さまの災害復旧にお役立ていただくために、下記のとおり、令和元年台風第15号により被災した建物を所有されている方を災害復旧支援ローンの対象者に追加いたします。

記

・災害復旧支援ローンの主な内容（追加）

商品名	災害復旧支援ローン（有担保）	災害復旧支援ローン（無担保）
対象者（追加）	令和元年台風第15号により被災した建物の所有者の方 〔原則として、被災（罹災）証明書をご提出いただきます〕	
資金使途	災害復旧にかかわる本人居住者の土地・住宅の購入、住宅の新築・改修資金	住宅の災害復旧にかかわる改修・リフォーム費用
お借入金額	10万円以上1億円以内	10万円以上300万円以内
お借入期間	1年以上35年以内 （お借入期間中1年間の元金据置可）	6か月以上5年以内 （お借入期間中1年間の元金据置可）
金利	住宅ローン（保証料後払い方式）店頭表示金利より ▲1. 6%（変動・3年・5年・10年固定） ▲1. 4%（2年固定）	変動金利2.35% （2019年9月10日現在） ※金利については店頭にお問い合わせください。
保証人	ちば興銀カードサービス株式会社	
取扱手数料	無 料	
担保	ご融資対象物件に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。	不 要
お申込受付期間	2019年9月10日（火）～2020年3月31日（火）	
その他	被災されたお客さまのローンに関するご返済額の変更等につきましては、ご返済いただいている支店までご相談ください。	

※お申込みに際しては、当行所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添いかねる場合もございますのでご了承ください。

以上